

議案第36号

兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約を次のとおり変更することについて協議する。
よって、地方自治法第 290 条の規定により、議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

養父市長 広 瀬 栄

兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の一部を改正する規約

兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約（昭和43年兵庫県指令地第1655号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（町議会議員等の範囲） 第 3 条の 2 前条に規定する町議会議員等は、次に掲げる者とする。 （1）町の議会議員 <u>（2） 2 以上の町の区域の全部又は一部をもって市を置いた場合における 当該市の議会議員</u> （事務所の位置） 第 4 条 組合の事務所は、 <u>神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号</u> に置く。	（町議会議員等の範囲） 第 3 条の 2 前条に規定する町議会議員等は、次に掲げる者とする。 （1）町の議会議員 <u>（2） 市の議会議員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第 1 項の指定都市、同法第252条の22第 1 項の中核市又は同法第252条の26の 3 第 1 項の特例市の議会議員を除く。）</u> （事務所の位置） 第 4 条 組合の事務所は、 <u>神戸市中央区下山手通 4 丁目16番 3 号</u> に置く。

附 則

この規約は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。